

特別養護老人ホーム きたもと寿苑

入居手続きおよび評価基準のご案内

1 入居申込みについて

- ・入居申込みの対象となるのは、要介護3から要介護5の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な方とします。
ただし、要介護1又は要介護2の者にあっては施設への特例的な入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当する方とします。
なお、入居申込みの段階で介護保険施設等に入居している場合でも、要介護度3～5の認定を受けている方については申込みが可能です。

- ・入居申込みの際には、下記の書類をご提出ください。

①入居申込書

※寿苑所定の様式に、記入例に従ってご記入ください。記入漏れがないようお願いいいたします。

②介護保険証（写し）

※基本的には介護保険証の原本を、入居申込みの際にご持参ください。こちらで写しを取らせていただきます。介護保険証の原本を入居先の介護施設に預けているなど、原本をお持ちいただくことが難しい場合には、写しでも結構です。

③介護保険負担限度額認定証（写し）

※第1段階から第3段階に該当する方は、お部屋代と食費の軽減対象となります。

既にお持ちの方は入居申込みの際にご持参ください。お持ちでない方は、市町村役場で段階の確認をお願いいたします。

ただし、入居申込みの時点では、特に認定証をお取り頂く必要はありません。軽減対象になるかどうか、段階の確認をしていただくだけで結構です。

④認定調査票（基本調査）、医師の意見書

※市町村役場に開示請求していただく書類です。役場によって、受け渡し方法等に若干の違いはありますが、特別養護老人ホームへの入居申込みに必要である旨を伝え、一番新しいものをご用意ください。

なお、特養への入居申込み書類としての開示請求には応じられないとしている市町村もあるようですので、その場合には申込みのご予約の際に、その旨をお伝えください。

⑤最近3ヶ月のサービス利用票（写し）

※現在、介護保険の居宅サービスを利用している方、または以前に利用したことのある方は、ご利用期間内の直近3ヶ月分のサービス利用票（利用料が記載されている「サービス利用票別表」も合わせて）を、ご用意ください。

⑥健康調査票

※これは医療機関に依頼していただく必要のあるものではありません。寿苑所定の様式に、ご家族がご記入ください。なお、介護施設等に入居なさっていて、ご家族ではご本人の状態が良くわからないといった場合には、入居先施設の相談員さん等に状態をご確認の上、漏れなくご記入ください。

*入居申込み手続きは、直接ご来苑いただいたての受け付けのみ承っております。

ただし、担当職員が不在の場合もございますので、ご来苑の際には必ず事前にお電話で日時のお約束をお願いいたします。

*せっかくお越しいただきましても、上記書類に不備がある場合は、入居申込み手続きができないこともあります。

その為、ご予約のお電話をいただいた際に、全ての書類がお揃いかどうか、1つ1つ確認させていただきますので、書類をお手元にご用意の上、お電話くださいますよう、お願ひいたします。

*お申込み手続きにお越しいただく際には、書類の訂正、説明確認等で押印をお願いする場合がございますので、ご来苑いただく方のご印鑑もお忘れなくご持参ください。

ご印鑑は三文判（シャチハタは不可）で結構です。

*お申込み手続き前に、料金や申込書の書き方等の説明をお聞きになりたい方には、お電話での対応も行っています。

また、ご来苑いただいたてのご説明、入居のご相談にも対応させていただきます。

ただし、担当職員が不在の場合もございますので、ご来苑の際には必ず事前にお電話で日時のお約束をお願いいたします。

2 入居の必要性を評価する基準

・入居順位は申込み順に決まるものではありません。基本的には次の項目を点数化し、合計点数の高い順ということになります。

(1)介護の必要な程度及び心身の特性

(2)介護者の状況

(3)在宅介護の状況

(4)本人の所在地

・上記項目の点数のみでの順位づけが困難な場合には、次の項目を勘案します。

(1)入居申込み待機期間（長短の順）

(2)年齢（高い順）

3 入居順位決定の手続き

・きたもと寿苑では、入居順位の決定に係る手続きをとるため、入居検討委員会（施設長・生活相談員・介護支援専門員・看護職員・介護リーダー・栄養士・第三者委員等で構成）を設置しています。評価項目の点数に表れない緊急性等もこの委員会に諮ります。

・入居検討委員会での「審査」の結果、入居までの待機順位が3番以内となった方にはご連絡を差し上げ、寿苑所定の様式の診療情報提供書（健康診断書）の提出をお願いすることになります。

その後、実際に空床が生じた際は、この健康診断書の内容その他を総合的に検討し、入居受け入れの「可否」を決定します。

4 申込内容に変更がある場合

・入居申込み手続きの完了後、申込み書類の記載内容に変更が生じた場合には、お手数ですがその都度ご連絡ください。評価の見直しを行います。

・変更内容によっては、入居申込書類の再提出をお願いする場合もございます。

5 入居申込みの取り下げについて

・永眠や他施設への入居決定等により、入居申込みを取り下げる場合には、「特別養護老人ホームきたもと寿苑入居申込み取り下げ書」に必要事項をご記入の上、速やかにご提出くださいますよう、お願ひいたします。

★ご相談・お申込みにご来苑の際には、必ず事前にお電話で日時のお約束をお願いいたします。

お問い合わせ先

特別養護老人ホームきたもと寿苑

048-501-8600

住所 〒364-0014 埼玉県北本市二ツ家3丁目113-3 【H.27.4.1より改訂】

要介護 1 及び要介護 2 の要件

居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由に関しては、以下の項目となります。要介護 1、2 の方は、入居申込書のやむを得ない事由の欄に記載をお願い致します。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ウ 家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められること。